

2015年9月7日

お客様各位

株式会社MOL JAPAN

全航路輸出入共通 HS Code記載のお願い

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度弊社におきまして、以下の適用開始日より全航路の船積みに関し S/I 上に 6桁の HS Code※の記載をお願い致したく、ご案内申し上げます。

尚、HS Code は任意記載項目となりますので、税関の規定上記載必須となるエリア以外につきましても、記載がない場合もこれまで同様に B/L 作成を進めさせていただきます。しかしながら、HS Code の記載は、正確な Commodity の記載と合わせまして、より効率的な書類作成・サービス提供の一助となります。お客様各位におかれましては、是非ご理解、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

※HS Code (Harmonized System Commodity Code) とは

世界税関機構 (WCO) の管理のもと定められる、国際貿易商品の分類番号のこと。

弊社[グローバルポータルサイト](#)でも一覧をご確認いただけます。

-記-

適用開始日 : 2015年10月12日

対象貨物 : 全航路輸出入

※税関の規定上マニフェスト必須となるエリアにつきましては、従来通り記載必須となります。

本件に関するお問い合わせは弊社営業担当までお願い致します。

以上